

行田市産業文化会館の利用予約が インターネットで登録できるようになります！

行田市産業文化会館の利用予約について、行田市産業文化会館窓口及び電話での予約を行ってまいりましたが、この度、行田市公共施設予約システムを導入したことにより、施設の開館時間以外にも、インターネット上で24時間いつでも「施設の空き状況の確認」や「予約登録」ができるようになりますので、ぜひご活用ください。

なお、予約システムからの予約には事前の利用者登録が必要となります。また、予約システムの導入に伴い、予約方法等が変更となりますのでご注意ください。



WEB サイト QR

☆行田市公共施設予約WEBサイトアドレス【<https://gyoda.shisetsu-info.jp>】

1 変更日 令和4年3月18日から

2 変更後の予約方法（予約方法別の予約開始日）

(1) ホール

- ① **WEB抽選申込み開始日** ⇒ 利用月の13ヶ月前の10日
※令和5年5月1日以降の利用分がWEB抽選の対象となります。
- ② **WEB予約開始日** ⇒ 利用月の12ヶ月前の1日
- ③ **窓口、電話予約開始日** ⇒ 利用月の2ヶ月前の1日

例 令和5年5月21日利用分の予約開始日

- ・WEB抽選申込み開始日 ⇒ 令和4年4月10日（利用月の13ヶ月前の10日）
- ・WEB予約開始日 ⇒ 令和4年5月1日（利用月の12ヶ月前の1日）
- ・窓口、電話予約開始日 ⇒ 令和5年3月1日（利用月の2ヶ月前の1日）

(2) 会議室・創作室

- ① **WEB予約開始日** ⇒ 利用月の6ヶ月前の1日
- ② **窓口、電話予約開始日** ⇒ 利用月の2ヶ月前の1日

3 予約方法別の詳しい説明

(1) 【WEB抽選】WEB抽選の予約申込み

- ①抽選申込み開始日時 利用月13ヶ月前の10日（午前6時00分）
- ②抽選申込み終了日時 利用月13ヶ月前の25日（午後11時59分）
- ③抽選結果メール 利用月13ヶ月前の26日（午前6時過ぎに送信）
- ④注意事項 ア）抽選は団体IDのみ申込み可能で、個人IDは申込みできません。
イ）抽選後の当選施設のキャンセルはご遠慮ください。
ウ）当選後は、速やかに利用申請手続きをお願いします。

※例 令和5年5月21日（日）産業文化会館ホールを予約する場合

- ・抽選申込み開始日時 令和4年4月10日（日）午前6時00分
- ・抽選申込み終了日時 令和4年4月25日（月）午後11時59分
- ・抽選結果メール 令和4年4月26日（火）午前6時過ぎ送信

(2) 【WEB予約】WEB予約登録（WEB抽選後の空き施設の予約登録を含みます。）

- ①予約開始日時 ホール 利用月12ヶ月前の1日（午前8時30分）
会議室等 利用月6ヶ月前の1日（午前8時30分）
- ②予約終了日時 ホール 利用日1ヶ月前（午後11時59分）

会議室等 利用日 7 日前（午後 11 時 59 分）

※例 令和 5 年 5 月 21 日（日）ホールを予約する場合

- ・ 予約開始日時 令和 4 年 5 月 1 日（日）午前 8 時 30 分
- ・ 予約終了日時 令和 5 年 4 月 21 日（金）午後 11 時 59 分

(3) 【窓口予約】産業文化会館窓口での予約

- ① 予約開始日時 利用月 2 ヶ月前の 1 日（午前 9 時 00 分）
- ② 予約終了日時 利用日当日

※例 令和 4 年 11 月 20 日（日）ホール、会議室、創作室を予約する場合

- ・ 予約開始日時 令和 4 年 9 月 1 日（木）午前 9 時 00 分
- ・ 予約終了日時 利用日当日

(4) 【電話予約】電話での予約

- ① 予約開始日時 利用月 2 ヶ月前の 1 日（午前 10 時 00 分）
- ② 予約終了日時 ホール 利用日 1 ヶ月前
会議室 利用日 7 日前

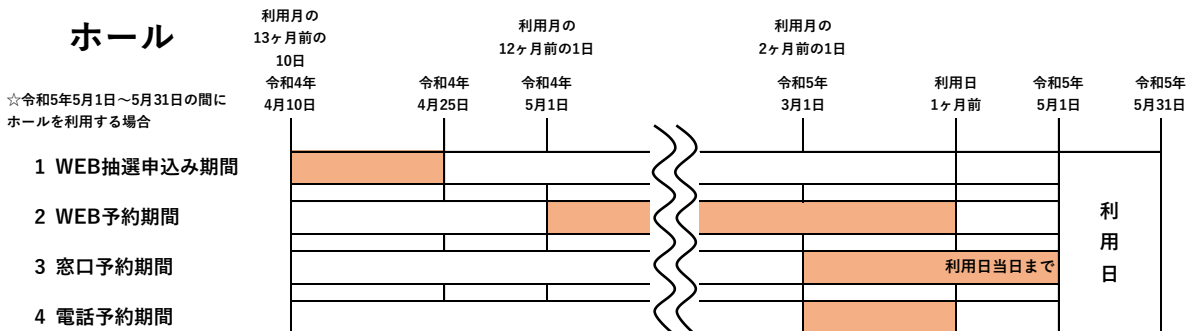
※例 1 令和 4 年 11 月 20 日（日）ホールを予約する場合

- ・ 予約開始日時 令和 4 年 9 月 1 日（木）午前 10 時 00 分
- ・ 予約終了日時 令和 4 年 10 月 20 日（木）午後 5 時 00 分

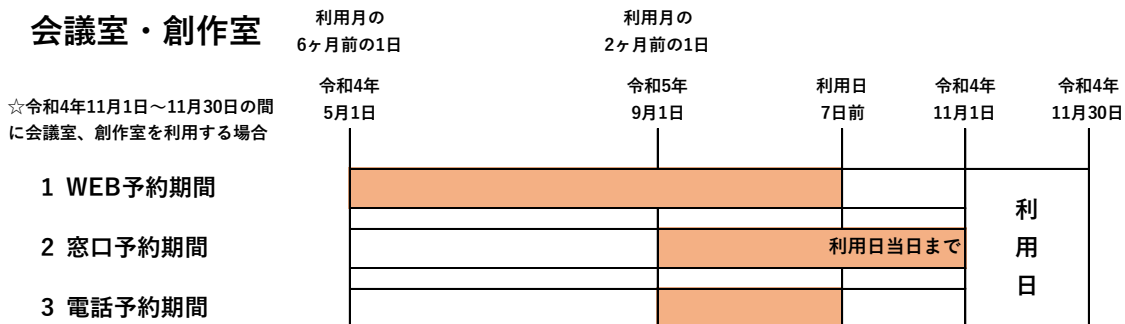
※例 2 令和 4 年 11 月 20 日（日）会議室、創作室を予約する場合

- ・ 予約開始日時 令和 4 年 9 月 1 日（木）午前 10 時 00 分
- ・ 予約終了日時 令和 4 年 11 月 13 日（日）午後 5 時 00 分

ホール



会議室・創作室



4 予約施設の利用許可申請

WEB抽選やWEB予約、また窓口や電話での予約を行った場合においても、利用許可が決定されたわけではありません。予約完了後、【ホール：利用日の1ヶ月前まで】、【会議室、創作室：利用日7日前まで】に行田市産業文化会館窓口にて、利用許可申請を行い、料金を納付して利用許可を受けてください。

※期限までに利用許可申請が行われない場合は、予約が自動的にキャンセルとなりますのでご注意ください。

5 利用者登録について

公共施設予約システムから行田市産業文化会館を予約する場合は、事前に利用者登録が必要です。以下の方法で利用者登録手続きを完了し、利用者ID及びパスワードの発行を受けてください。

(1) 利用者登録区分

① 団体登録

- ・ 市内団体⇒団体が2人以上で団体所在地が市内
- ・ 市外団体⇒団体が2人以上で団体所在地が市外

② 個人登録

- ・ 市内個人⇒15歳以上（中学生不可）で住所が市内
- ・ 市外個人⇒15歳以上（中学生不可）で住所が市外

(2) 利用者登録場所及び登録方法

① 行田市産業文化会館窓口

行田市公共施設予約システム利用者登録申請書を記入の上、本人確認ができる書類を持参して産業文化会館窓口でお手続きください。申請書は市ホームページからダウンロードができるほか、窓口に配置しております。なお、団体登録をするには構成員の氏名、住所、電話番号が必要です。

② 行田市公共施設予約WEBサイト

行田市公共施設予約WEBサイトから利用者登録を行ってください。なお、団体登録するには構成員の氏名、住所、電話番号が必要です。また、WEB登録の場合、初回の利用時に本人確認ができる書類の提示をお願いします。

※本人確認ができる書類とは、住所、氏名、生年月日が確認できる運転免許証や健康保険証等です。

※団体の場合は、代表者の方の書類が必要です。

※代理の場合は、利用登録者代表者及び代理人の両方の本人確認書類が必要です。

(3) 利用者登録における注意事項

① 登録は無料です。

② 次の該当する場合は、利用をお断りいたします。また、同時に利用者登録を抹消いたします。

ア) 利用者登録や施設予約内容に虚偽や不正がある場合。

イ) 重複登録があった場合。

ウ) 料金の支払いがない場合。

エ) 無断キャンセルをした場合。

オ) 施設利用上又は、WEB利用上で迷惑行為があった場合。

カ) その他、虚偽や不正が発覚した場合

③ 利用者登録事項に変更があった場合は、速やかに届出ください。

④ 利用者ID及びパスワードは第三者に譲渡または貸与することはできません。

⑤ 利用者ID及びパスワードは他人に知られないよう適切に管理してください。

⑥ 登録した個人情報等は、市で適切に保護し施設利用に関する以外には使用しません。

⑦ 利用登録について、不明な点がございましたら行田市産業文化会館（TEL048-556-6371）までお問合せください。